

議第18号

三島市行政不服審査法施行条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定に基づく手数料並びに法第81条第1項の規定に基づき設置する機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 前条に規定する手数料は、別表のとおりとする。

(機関の名称)

第3条 第1条に規定する機関の名称は、三島市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第4条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律及び条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理す

る。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、行政不服審査担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

別表 (第2条関係)

交付対象	交付の方法	複写又は出力の方法	手数料の額
書面等	複写機により用紙に複写	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき20円
電磁的記録	用紙に出力	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき20円

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士